冒頭陳述要旨２

（令和２年５月２９日付け起訴状公訴事実）

（罪名）麻薬及び向精神薬取締法違反

（被告人）青井　硝子

第１　犯行に至る経緯及び犯行状況等

１　被告人は，かねてより，ＤＭＴを含有する植物であるミモザテヌイフローラの粉にクエン酸を入れて煮立たせ，その後豆乳を入れてかき混ぜてからろ過するなどして作ったＤＭＴを含有する水溶液（以下，「ＤＭＴ含有水溶液」という。）を，ペットボトル等に入れた状態で，知人である　　（以下，「　　」という。）方の冷凍庫に保管していた。

２　被告人は，令和２年２月２６日頃，　　方において，前記ＤＭＴ含有水溶液に，グレープフルーツジュース等を加えたものを飲用し，麻薬を施用した（同年５月２９日付け起訴状公訴事実記載の犯行）。

なお，被告人は，麻薬を施用する５分ないし１０分ほど前に，オーロリ~~スケ~~クス（ＤＭＴの分解を阻害する効果を有する薬）半錠を飲んだ。

３　被告人は，同年３月３日，警察官に尿を任意提出した。警察官が同尿を領置し，鑑定嘱託したところ，同尿がＤＭＴを含有することが判明したため，同公訴事実記載の犯行が発覚した。

なお，被告人が，「ＤＭＴは体内で生成される。」旨主張したことから，同年５月７日，改めて被告人の任意採尿が実施された。警察官が同尿を領置し，鑑定嘱託したところ，同尿はＤＭＴを含有していないことが判明した。

４　被告人がＤＭＴ含有水溶液について麻薬及び向精神薬取締法規定の「麻薬」にあたる旨認識していたことについては，前回冒頭陳述第２の１のとおりである。

第２　その他情状等

以上